

佐賀県告示第二百八十四号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定する。

なお、災害対策基本法第二条第六号の規定に基づく指定地方公共機関の指定（平成十七年佐賀県告示第百五十九号）は、廃止する。

平成二十四年十月三十日

佐賀県知事 古 川 康

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館

一般社団法人佐賀県エルピーガス協会

社団法人佐賀県トラック協会（昭和四十八年七月二日に社団法人佐賀県トラック協会という名称で設立された法人をいう。）

社団法人佐賀県バス・タクシー協会（昭和五十一年七月二十二日に社団法人佐賀県バス・タクシー協会という名称で設立された法人をいう。）

ソフトバンクモバイル株式会社

株式会社エフエム佐賀

株式会社サガテレビ

長崎放送株式会社

社団法人佐賀県医師会（昭和二十二年十二月一日に社団法人佐賀県医師会という名称で設立された法人をいう。）

公益社団法人佐賀県栄養士会

社団法人佐賀県看護協会（昭和五十八年十一月二日に社団法人佐賀県看護協会という名称で設立された法人をいう。）

社団法人佐賀県歯科医師会（昭和二十二年十二月八日に社団法人佐賀県歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）

社団法人佐賀県薬剤師会（昭和二十九年七月七日に社団法人佐賀県薬剤師会

という名称で設立された法人をいう。)

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

一般社団法人佐賀県建設業協会